

改正

平成24年3月28日条例第2号

佐久市立近代美術館条例

(設置)

第1条 博物館法(昭和26年法律第285号)の規定に基づき、美術に関する市民の知識及び教養の向上を図り、もって市民文化の振興に寄与するため、近代美術館(以下「美術館」という。)を設置する。

(名称及び位置)

第2条 美術館の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
佐久市立近代美術館	佐久市猿久保35番地5

(事業)

第3条 美術館は、次に掲げる事業を行う。

- (1) 美術品及び美術に関する模写、模型、文献、写真、フィルム等(以下「美術品等」という。)を収集し、保管し、及び展示すること。
- (2) 美術に関する専門的及び技術的な調査研究を行うこと。
- (3) 美術に関する講演会、講習会、映写会、研究会、美術作品公募展等を開催すること。
- (4) 美術品等の利用に関し必要な助言及び指導を行うこと。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、美術館の目的を達成するため必要な事業

(休館日)

第4条 美術館の休館日は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 月曜日(この日が国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日(以下「国民の休日」という。)に当たる場合は、除く。)
- (2) 国民の休日の翌日(この日が日曜日、土曜日又は国民の休日に当たる場合は、除く。)
- (3) 12月29日から翌年の1月3日までの日

2 佐久市教育委員会(以下「教育委員会」という。)は、前項に規定するもののほか、特に必要と認めるときは、これを変更し、又は臨時に休館日を定めることができる。

(開館時間)

第5条 美術館の開館時間は、午前9時30分から午後5時までとする。

2 教育委員会は、特に必要と認めるときは、前項に規定する開館時間を変更することができる。

(観覧料の納付)

第6条 美術館に展示されている美術品等を観覧しようとする者は、別表第1に定める観覧料を納付しなければならない。

(特別観覧)

第7条 美術館に保管され、又は展示されている美術品等について、模写、模造又は撮影(既存の写真原板を使用する場合を含む。以下「特別観覧」という。)をしようとする者は、教育委員会の承認を受けなければならない。

2 前項の承認を受けた者は、別表第2に定める特別観覧料を納付しなければならない。

(入館の制限)

第8条 教育委員会は、観覧又は特別観覧をする者(以下「観覧者」という。)が次の各号のいずれかに該当するときは、入館を拒否し、退館を命じ、又は承認を取り消すことができる。

- (1) 公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがあると認めるとき。
- (2) 他人に危害を加え、又は迷惑を及ぼすおそれがあるとき。
- (3) 施設、設備、備品等を損傷するおそれがあるとき。
- (4) 美術館の管理上支障があると認めるとき。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、必要があると認めるとき。

(観覧料等の還付)

第9条 既納の観覧料及び特別観覧料は、還付しない。ただし、市長が特別の理由があると認める場合は、その全部又は一部を還付することができる。

(観覧料等の減額又は免除)

第10条 市長は、特別の理由があると認める場合は、観覧料又は特別観覧料を減額し、又は免除することができる。

(損害賠償)

第11条 観覧者は、建物、設備、器具、展示美術品等を損傷し、又は滅失したときは、次に定めるところにより損害を賠償しなければならない。

(1) 建物、設備、器具等を損傷し、又は滅失した場合は、現品又は損傷の箇所の修理のために必要と認められる経費に相当する額

(2) 展示美術品等を損傷し、又は滅失した場合は、その美術品等の時価又は損傷の箇所の修理のために必要と認められる経費に相当する額

2 前項の規定にかかわらず、天災その他特別な理由があると認められるときは、市長は、損害賠償義務を免除することができる。

(職員)

第12条 美術館に、館長、学芸員、事務職員、技術職員その他必要な職員を置く。

(協議会)

第13条 美術館に、美術館協議会（以下「協議会」という。）を置く。

2 協議会の委員は、学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者並びに学識経験のある者の中から教育委員会が任命する。

3 協議会の委員の定数は、10人以内とし、その任期は、2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委任)

第14条 この条例で定めるもののほか、美術館の管理等に関し必要な事項は、教育委員会が定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成17年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日の前日までに、合併前の佐久市立近代美術館条例（昭和57年佐久市条例第20号）の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの条例の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則（平成24年3月28日条例第2号抄）

(施行期日)

1 この条例は、平成24年4月1日から施行する。（後略）

(佐久市立近代美術館条例の一部改正に伴う経過措置)

5 この条例の施行の際現に第6条の規定による改正前の佐久市立近代美術館条例第13条の規定により任命された美術館協議会の委員は、第6条の規定による改正後の佐久市立近代美術館条例第13条第2項の規定により任命された美術館協議会の委員とみなす。

別表第1（第6条関係）

区分		観覧料（1人1回につき）	
		個人	団体 （20人以上）
常設の展示を行っている場合	一般	500円	400円
	大学、高等専門学校、高等学校及びこれらに類する施設の学生又は生徒	400円	300円
	小学校及び中学校の児童又は生徒	250円	200円
特別の企画による	一般	その都度定める額	

展示を行っている場合	大学、高等専門学校、高等学校及びこれらに類する施設の学生又は生徒	
	小学校及び中学校の児童又は生徒	

別表第2（第7条関係）

区分		特別観覧料	
模写又は模造		1点1回につき	5,000円
撮影	学術研究を目的とする場合	1点1回につき	2,000円
	出版等の収入を伴う場合	1点1回につき	10,000円

- （備考）
- 1 1回とは、1日を超えない範囲をいう。
 - 2 びょうぶは、1双1点とする。
 - 3 1そろいをなす卷子は、1巻を1点とする。
 - 4 対幅は、1幅を1点とする。
 - 5 その他の美術品等は、各個を1点とする。

改正

平成22年2月26日教委規則第2号

平成25年3月29日教委規則第1号

平成25年3月29日教委規則第2号

佐久市立近代美術館条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、佐久市立近代美術館条例(平成17年佐久市条例第213号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(観覧及び特別観覧の承認)

第2条 佐久市教育委員会(以下「教育委員会」という。)は、条例第6条の規定による観覧料の納付があった場合は、観覧券(様式第1号)を交付するものとする。

2 条例第7条第1項の規定による特別観覧の承認を受けようとする者は、特別観覧申請書(様式第2号)を教育委員会に提出しなければならない。

3 教育委員会は、特別観覧を承認したときは、申請者に特別観覧承認書(様式第3号)を交付するものとする。

(観覧料の減額又は免除)

第3条 条例第10条の規定による減額又は免除できる場合とは、次の各号に定める場合とし、減額又は免除の額は、当該各号に定める額とする。

(1) 小学校(特別支援学校の小学部を含む。)の児童及び中学校(中等教育学校の前期課程及び特別支援学校の中学部を含む。)の生徒並びにこれらの引率者が、教育課程に基づく教育活動の一環として観覧するとき 全額

(2) 身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条に規定する身体障害者手帳の交付を受けた者及びその介助者(1人に限る。以下同じ。)が観覧するとき 全額

(3) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)第45条に規定する精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者及びその介助者が観覧するとき 全額

(4) 療育手帳制度要綱(昭和48年9月27日厚生事務次官通知)に基づく療育手帳の交付を受けた者及びその介助者が観覧するとき 全額

(5) 戦傷病者特別援護法(昭和38年法律第168号)第4条に規定する戦傷病者手帳の交付を受けた者及びその介助者が観覧するとき 全額

(6) 市長が特別の理由があると認めるとき 市長の定める額

2 前項第1号又は第6号に該当する場合において、観覧料の減額又は免除を受けようとする者は、あらかじめ佐久市立近代美術館観覧料減額(免除)申請書(様式第4号)を市長に申請しなければならない。

3 第1項第2号、第3号、第4号又は第5号に該当する場合において、観覧料の減額又は免除を受けようとする者は、観覧の際、係員に当該手帳を提示しなければならない。

(遵守事項)

第4条 佐久市立近代美術館(以下「美術館」という。)に入館した者は、次に掲げる事項を守らなければならない。

(1) 展示品に触れないこと。

(2) 展示品の近くでインキ等を使用しないこと。

(3) 所定の場所以外で喫煙し、又は飲食しないこと。

2 教育委員会は、入館者が前項各号に違反していると認めるときは、当該入館者に対して必要な措置を命ずることができる。

(係の設置)

第5条 美術館に庶務係を置く。

(職員の職)

第6条 美術館に博物館法(昭和26年法律第285号)第4条の規定により次の職を置く。

(1) 館長

- (2) 事務長
- (3) 係長
- (4) 主事
- (5) 主事補

2 前項に掲げる職のほか、必要に応じて事務長補佐を置く。

3 前2項に規定するもののほか、必要がある場合は、別に定める職を置くことができる。この場合においては、佐久市教育委員会事務局職員の職の設置に関する規則（平成17年佐久市教育委員会規則第6号）の規定を準用する。

（職に充てる職員）

第7条 館長、事務長、事務長補佐、係長、主事及び主事補は、事務職員又はその他の職員をもって充てる。

（顧問の設置）

第8条 美術館に、専門的指導助言を行うため、顧問又は名誉顧問を置くことができる。

2 前項に規定する顧問又は名誉顧問は、教育委員会が委嘱する。

（職務）

第9条 館長は、上司の命を受けて美術館業務を統括し、所属職員を指揮監督する。

2 事務長は、上司の命を受けて美術館業務を掌理し、所属職員を指揮監督する。

3 事務長補佐は、事務長の職務遂行を補佐し、事務を処理する。

4 係長は、上司の命を受けて分掌事務をつかさどり、所属職員を指揮監督する。

5 主事及び主事補は、上司の命を受けて事務に従事する。

（専決）

第10条 館長の専決事項は、次のとおりとする。

(1) 職員の事務分掌に関すること。

(2) 事務長の休暇、欠勤等の承認に関すること。ただし、1週間以内のものに限る。

(3) 事務長補佐以下の職員の1週間を超える休暇、欠勤等の承認に関すること。

(4) 通知、照会、回答、報告、申請、証明等で異例でないこと。

(5) 美術に関する講演会、講習会、映写会、研究会及び美術作品展等を開催すること。

(6) 観覧料及び特別観覧料の減額又は免除に関すること。

(7) 美術品の貸借に関すること。

2 事務長の専決事項については、佐久市教育委員会事務局処務規程（平成17年佐久市教育委員会訓令第2号）第4条の規定を準用する。この場合において、同条及び別表第2中「課長」とあるのは、「事務長」と読み替えるものとする。

3 近代美術館の所管に属する部長以上の職にある者の専決事項に係る決裁については、文化振興課長に合議しなければならない。

（協議会）

第11条 条例第13条に規定する協議会に、委員の互選により会長を置く。

2 会長は、会務を総理する。

3 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長の指定する委員がその職務を代理する。

4 協議会は、会長が招集する。

（補則）

第12条 この規則に定めるもののほか、職員の職、職員の勤務、事務の処理その他の事項は、教育委員会事務局の例による。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、平成17年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行の日の前日までに、合併前の佐久市立近代美術館規則（昭和57年佐久教育委員会規則第5号）の規定によりなされた手続その他の行為は、それぞれこの規則の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則（平成22年2月26日教委規則第2号）

この規則は、平成22年4月1日から施行する。

附 則（平成25年3月29日教委規則第1号）

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（平成25年3月29日教委規則第2号）

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

様式第1号（第2条関係）

様式第2号（第2条関係）

様式第3号（第2条関係）

様式第4号（第3条関係）